

令和3年度前期 学部生の入学料・授業料免除 申請資格確認票

学生番号： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

**留学生以外の学部生**は、高等教育の修学支援制度（新制度）の申請要件を満たさない場合、または新制度の申請手続き（給付奨学金に関する手続きを含む）を行う場合は、従来制度の授業料免除に申請することができます。

なお、新制度の申請要件を満たす場合は、新制度を申請せず、従来制度（本学独自制度）のみを申請することは認められません。

入学料徴収猶予のみを申請する場合は、この確認票の提出は不要です。

該当する項目の（ ）に○をつけてください。

**1. 従来制度（本学独自制度）の入学料・授業料免除申請について**

●**在学生**

（ ）新制度を申請した上で、従来制度にも申請する。

（ ）日本学生支援機構の給付奨学金を受給していたが、家計状況の適格認定により**給付奨学金が停止**となっているため、従来制度に申請する。

（ ）従来制度のみを申請する。（→2へ）

●**新生（令和3年4月に入学又は編入学した者）**

（ ）新制度を申請した上で、従来制度にも申請する。

（ ）従来制度のみを申請する。（→2へ）

**2. 新制度の申請要件に関して、以下のうち該当する項目に○をつけてください。該当する項目がない場合も3へ進んでください。**

①**国籍について**

（ ）外国籍ではない。外国籍の場合は、在留資格が特別永住者・永住者・日本人の配偶者・永住者の配偶者・定住者である。

②**大学進学までの年数について**

（ ）高校卒業後、2年以内に本学に入学した。

（ ）高専・短大・専修学校を卒業し、1年以内に本学に編入学した。

（ ）高校卒業程度試験を合格して本学に入学した者で、給付奨学金の「大学等への入学時期等に関する資格」に該当する。

（ ）外国の学校教育における12年の課程を修了した者等で給付奨学金の「大学等への入学時期等に関する資格」に該当する。

③**収入について**

（ ）日本学生支援機構のホームページにある「進学シミュレーター」により、本人及び生計維持者（父母）の収入額で試算したところ、「満額の支援」「満額の2/3の支援」又は「満額の1/3の支援」と表示される。

④**資産について**

（ ）生計維持者（父母等）の資産（預貯金及び有価証券）の金額が2,000万円（父母が1名の場合は1,250万円）を超えない。

⑤**学業成績について**

（ ）4月時点で2年生以上である者は、修得した単位数が標準単位数（※）より多い。

※標準単位数＝卒業に必要な単位数÷修業年限×申込者の在学年数（休学期間を除く）

⑥**修業年限について**

（ ）成績不振により修業年限以内に卒業できないことが確定していない。

⑦**国費による支援について**

（ ）教育訓練支援給付金等の本人に対する支援や高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）による支援を受けていない。

**3. 2のチェック結果**

（ ）上記の2の①～⑦のすべてに該当する項目がある（②は4つのうち該当する項目がある）

→新制度の申請要件を満たす可能性がありますので、新制度を申請した上で、従来制度を申請してください。

（ ）上記の2の①～⑦のうち、該当しない項目がある（②は4つとも該当しない）

→新制度の申請要件を満たさない可能性がありますので、従来制度を申請することができます。

②の大学進学までの年数に該当しない場合は、高校・高専等の卒業年月等を記入してください。

高校・高専等の卒業年月（高校卒業程度試験の合格年月）： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月